ほっとレター　VOL. 135
会員の皆様には、毎月会費を頂戴し、誠に有り難うございます。　H26. 4

TOPIC

労災保険特別加入制度（中小事業主等）

■労災保険は、「労働者災害補償保険」という名の通り、“労働者”の仕事中のけがや病気のための保険です。

■一方、特に中小企業だと、社長であっても現場に出たり、従業員と一緒に同じ仕事をしている、というケースがよくあります。
そうすると、従業員と同じようにケガをしたり病気になる可能性があります。

■ですが、社長や役員、個人の方の事業主（以下、「中小事業主等」）は、労働者のための補償保険である労災保険は、本来は使えません。

■そのために、労災保険には「特別加入制度」というものがあります。
今回は、中小事業主等の特別加入制度について説明します。

■まず、中小事業主等の常時従業員数の範囲は以下の通りです。
▼金融、保険、不動産、小売業・・・50 人以下
▼卸売、サービス業・・・100 人以下
▼上記以外　・・・300 人以下
また、従業員を常時雇用していなくても、1 年間に 100 日以上使用していれば、常時雇用していることになります。

■特別加入に入るのに必要なことは、次の 2 点です。
①会社等が労働保険に入っていること
②労働保険事務組合に労働保険の事務を委託していること

■次に保険料ですが、特別加入ではない保険料は次の様に計算します。
≪建設業・林業の現場の労災≫
完成元請工事高の額×各業種の労務費率
×各業種の労災保険料率
≪それ以外の労災≫
給与等の額×各業種の労災保険料率

■ただし、特別加入は、違います。
まず、給付基礎日額というものがあり、そのうちどれかを選びます。
3,500・4,000・5,000・6,000・7,000・8,000・9,000・10,000・12,000・14,000・16,000・18,000・20,000・22,000・24,000・25000
（下線の日額が昨年 10 月から増えています。）
保険料の計算は次の通りです。
給付基礎日額×365 日×各業種の労災保険料率

■例えば機械器具製造業ですと、料率が 5.5／1000 なので、もし 10,000 円の日額を選んだ場合、次の通りです。
10,000×365×5.5／1000＝20,075 円（年）

■次に補償等についてですが、いくつか従業員とは違う制約、取扱いがあります。

①中小事業主等としての業務中の傷病には使えません。
従業員と同様の、労働者としての仕事でのケガ・病気に使えます。
社長業、事業主としての仕事中はダメです。

②残業は、みんなと一緒に
例えば社長が一人で残業していたときは効きません。（準備、後片付けは除きます。）他に一人でいいので従業員と一緒に残業してください。

③休業補償は日額が基礎
病気・ケガで長期欠勤する場合の休業補償は、従業員は給与の額が基礎になって計算されますが、特別加入は、前述の給付基礎日額が基礎になります。（名前の通り）
なので、日額が低い方が保険料は安いのですが、いざ休業補償という時も同様に低い補償しか受けられません。（治療費は差がありませんが）

④特別加入はみんな一緒に
役員等の特別加入の場合、役員全員で加入しないといけません。社長一人だけ、ということはできません。ただし、例えば監査役のように会社の仕事は全くしない、というような役員等の方は入れなくて良いです。

■新年度となり、労働保険年度も新年度を迎え、労働保険料の申告業務が始まります。
新年度から特別加入をしてけがや病気に備えたらい

Copyright (c) 2014 宮坂社会保険労務士事務所 All Rights Reserved.

かがでしょう。

■当「諏訪労務管理センター」は、労働保険事務組合ですので、委託していただければ特別加入の取り扱いができます。
お気軽にご相談ください。

大事な　お　知　ら　せ

1. 労働保険年度更新にかかる賃金集計について

4 月になりました。平成 25 年度確定・平成 26 年度概算の労働保険料の計算のための、賃金集計をしなければなりません。

改めてご連絡いたしますが、以下のものが必要となりますので、準備方宜しくお願い致します。

①給与台帳（賞与含む）
（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月支給分）
（パート、アルバイトも含む全員分）
②完成工事のことがわかるもの（建設業のみ）
工事名・工事期間・完成工事高
（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月に完成した、元請けの工事について）

2. 健康保険・介護保険料率について

平成 26 年 3 月から、介護保険料率が変更になっています。健康保険料率は据え置きで、今までと同じ額です。（長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。）

（健康保険	４．９２５	%）
＋（介護保険	０．８６	%）
健康保険	５．７８５	%
厚生年金	８．５６	%
雇用保険	０．５	%（建設０．６%）

変更

実際に社会保険料を変更するのは、（普通は）4 月支払いの給料から引く分からとなりますので、ご注意ください。

また、賞与は、3 月 1 日以降支給する分から変更してください。

なお、介護保険該当者がいらっしゃるお客様に社会保険料一覧表をお送りします。大事ですのでご確認ください。

3. 70 歳以上の方の窓口負担変更

70 歳から 74 歳の方は、お医者さんに行って窓口で支払う一部負担金の割合が今まで 1 割でした。

これが変更となり、平成 26 年 4 月 1 日以降 70 歳になる方（誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の方で被保険者・被扶養者とも）が、70 歳になる日の翌月以降にお医者さんにかかった分から、2 割となっています。

この 3 月 31 日の時点で 70 歳になっている方は、今まで通り 1 割負担です。

助成金だより

「業務改善助成金」

■今、厚生労働省の助成金で最も利用しやすいのではないかと思われる助成金です。
添付資料をご確認いただき、当事務所でも申請できますので、是非お問い合わせください。

■概要
①最低賃金以上で時間給換算 800 円未満の従業員がいる場合、一番低い人の時間給相当額を 40 円以上引き上げる。
②引き上げた額をその会社等の最低賃金額として、それより低い他の従業員がいれば、そこまで引き上げる
③業務改善となるような設備投資等（設備・機器・車両等購入、システム構築、改装など）を行う
①～③を行うと、
▼30 人超企業→設備投資等の額の２分の１助成
▼30 人以下企業→　　〃　　４分の３助成
（ただし最高 100 万円）

■予算が終わると受け付けも終了します。
今年度は早い時期での終了が予想されますので、お早目にどうぞ。

（あとがき）
「春」です。春は出会いと別れの季節ですが、我が家では長男が高校を卒業し、一人暮らしを始めました。
子どもが外へ出たことに、とても感慨深く、そして寂しいものがありますが、若いうちにいろいろな経験をして大きくなってほしいなと思います。
で、早く金食い虫を卒業して、早く自分で稼いでほしいと、切に切に願う今日この頃です。　（キムラ）

Copyright (c) 2014 宮坂社会保険労務士事務所 All Rights Reserved.

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

― トイレのリフォーム ―

梅の花がふたつ、みつ 咲き出しました。

例年だと 3月15日には 咲くと 亡姑は いつも 言っておりました。

今年は おそいと思います。でも ツバメは もう とんでいます。　私の家では 今 トイレ、洗面などのリフォームを やっています。

床が はがれ 壁が こわされ 今は トイレの 壁が無い状態です。

家の中で 働いてくれている職人さんに 夫が (青)きました。　4月1日のことです。

「いつ頃 できあがるだかねえ?」

職人さんは にやにやして

「さあ? 1か月以上 かかるかな?」と

言ったそうです。

壁なし トイレ、洗面所なし、洗濯機なし

これで 1か月以上 なんて ストレスだよ。

夫も

「俺も 職人が あっち向いて 仕事してる とき トイレに 座っても 出るものも 出ない」

と言います。

「まさか 1か月は ないでしょ。エイプリルフールだから からかわれたんだよ きっと」

床に あいた穴から 猫は よろこんで 出たり 入ったりしています。

このリフォームは 市の助成金が 使えるとのこと。

かかった 費用の 1割　10万円まで とか。　ありがたいです。

〒392−0022　諏訪市高島3−1201−90
宮坂社会保険労務士事務所
労働保険事務組合　諏訪労務管理センター
Tel　52−2444　Fax　52−6466
E-mail:
hiroko.miyasaka@misawakaikei.jp
このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。
なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにもありますので是非ご覧ください。
http://misawakaikei.jp/sharoushi/index.html

Copyright (c) 2014 宮坂社会保険労務士事務所 All Rights Reserved.

業務改善助成金

事業場の最も低い時間給を、40円以上引上げる中小企業に、業務改善経費として、最高**１００万円**を助成します。

☞ **業務改善に伴う設備投資資金の一助として活用しよう！**

＜支給の要件＞

①事業場の最も低い時間給が800円未満かつ長野県最低賃金713円（時間額）以上の労働者を使用している事業場

②賃金引上計画の策定（事業場内で最も低い時間給を40円以上引上げる）

③業務改善計画の策定（労働能率の増進に資する設備・機器等の導入）

④賃金引き上げのために業務改善として10万円以上の支払い

⑤助成率：常時使用労働者数31人以上（企業全体）　→助成率2分の1

常時使用労働者数30人以下（企業全体）　→助成率4分の3

⑥受給対象

・過去に利用実績が無く、26年度に初めて助成金の申請を行う場合

・26年度に本制度を利用した事業場は、27年度以降の申請は出来ません。なお、25年度までに従来の「賃金改善計画」に基づき利用された場合で、26年度以降の引上計画による26年度申請は可能です。

＜支給事例（業務改善計画の例）＞

①A社（介護事業）は、施設利用者の送迎効率の向上を図るため、車いす乗降可能な車両を導入し、当該車両の購入費用として100万円の助成金が支給された。

②B社（建設業）は、手作業で行っていた狭い現場での作業効率の向上を目的に超小旋回型油圧ショベルを導入し、当該導入費用として100万円の助成金が支給された。

③C社（製造業）は、手作業で行っていた加工部品や装置の搬出入が容易かつ短時間に実現可能となり、また作業者の負担減少・作業効率の向上を図るためフォークリフトを導入し、当該導入費用として100万円の助成金が支給された。

※他の助成金支給事例は、長野労働局ホームページの「業務改善助成金利用事例集」をご覧ください。

問い合わせ先

〒380－8572　長野市中御所1丁目22－1

長野労働局　労働基準部　賃金室

TEL 026-223-0555　　FAX　026-223-0591

ホームページ　nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

助成率の例
（上限額100万円）

・事業場内最低賃金を40円以上引上げる必要があります。
・業務改善に要する経費の合計が10万円以上の計画を策定して下さい。
・40円以上引上げた事業内最低賃金を就業規則で定めてください。

常時使用する労働者数が、企業全体で31人以上 → 助成率 $\frac{1}{2}$ → 改善経費の2分の1（上限100万円）

支給例（31人以上）

例1：改善経費220万円 → 220万円 × $\frac{1}{2}$ ＝ 1,000,000円（上限額）

例2：改善経費135万円 → 135万円 × $\frac{1}{2}$ ＝ 675,000円

常時使用する労働者数が、企業全体で３０人以下 → 助成率 $\frac{3}{4}$ → 改善経費の4分の3（上限100万円）

支給例（30人以下）

例3：改善経費220万円 → 220万円 × $\frac{3}{4}$ ＝1,000,000円（上限額）

例4：改善経費135万円 → 135万円 × $\frac{3}{4}$ ＝1,000,000円（上限額）

例5：改善計画100万円 → 100万円 × $\frac{3}{4}$ ＝ 750,000円

◎受給対象

①過去に利用実績が無く、26年度に初めて助成金の申請を行う場合

②26年度に本制度を利用した事業場は、27年度以降の申請は出来ません。なお、25年度までに従来の「賃金改善計画」に基づき利用された場合で、26年度以降の引上計画による26年度申請は可能です（事業場内最低賃金が801円以上の事業場を除く）。

※賃金については、名目の如何を問わないので、例えば「最賃保障手当」といった名目で時間額を40円以上引上げることも差し支えありません。

業務改善計画
（労働能率の増進に資する設備・機器等の導入）

◎通常の事業活動に伴う経費や単なる機械や器具の入れ替え、必要性のない増築、模様替え等は対象となりません。
※不明な点につきましては、長野労働局賃金室まで問い合わせ下さい。

・消費税等について未納がないこと　・労働保険に加入し、直近2年間に労働保険料を未納していないこと等が必要です。　※詳しくお知りになりたい場合は、長野労働局賃金室まで問い合わせ下さい。
・賃金引上計画及び業務改善計画は、交付決定通知を受けた後に行ってください。

別紙

平成 26 年度業務改善助成事業の支給要件等の変更について

平成２５年度

支給の要件

① 賃金改善計画（４年以内）

事業場内で最も低い時間給（又は時間換算額）を４年以内に８００円以上とする計画を作成し、１年目に４０円以上の引上げを実施すること。

② 業務改善計画

業務改善計画（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修など）についての計画を作成し、実施すること。

③ 助成対象地域

地域別最低賃金７２０円以下の３７道県

支給額

上記業務改善の経費の２分の１（下限５万円、上限１００万円）

平成２６年度

支給の要件

① 賃金引上計画（単年度）

事業場内で最も低い時間給（又は時間換算額）を４０円以上の引上げを実施すること。

② 業務改善計画

平成 25 年度に同じ。

③ 助成対象地域

地域別最低賃金８００円未満の４４道府県

支給額

上記業務改善の経費の２分の１（下限５万円、上限１００万円）

ただし、労働者数３０人以下の中小企業は助成率４分の３に引上げ。

（注） 「労働者数３０人以下の中小企業」とは、支店等の単位事業場規模ではなく、支店等を含めた企業全体の規模で労働者数３０人以下が該当します。